◎議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君）　日程第１、議案第５号　松崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君）　議案第５号　松崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

詳細については担当から説明いたします。

（健康福祉課長　新田徳彦君　提案理由説明）

○議長（土屋清武君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○２番（伴　高志君）　この改正によって・・、これは県一律で変わるということだと思うんですけれども、このケースが、松崎町に当てはめた場合というのは、具体的には・・、影響はどういうふうな形であるのでしょうか。

○健康福祉課長（新田徳彦君）　まず、本改正につきましては、県内一律ということではなくて、もう法律改正によるものですので、全国一律ということでご了解いただきたいと思います。

それから、当町に与える影響でございますけれども、松崎町の方が神奈川県ですとか、山梨県、愛知県ですとか、県外へ入所、入院された時にそういった住所地特例が今回・・、例えば、神奈川県にいたとしても、神奈川県の施設に入って、住所をそこにもっていっても、あくまでも保険者は静岡県の後期高齢者医療広域連合ですよというようなことでございます。

現状では、いま町外には国保に入っている方が15人ほど町外に、施設等に入所等をされておりますけれども、県外への施設等に入られている方はいません。

ですから、今回この条例改正をしたとしても今のところ当町には影響ないというのが実情でございます。

○議長（土屋清武君）　ほかにありませんか。

○５番（藤井　要君）　これはそもそもどういうメリットとか、国ではこういうことをやりだしたと・・、それに対して説明があればお願いします。

○健康福祉課長（新田徳彦君）　メリットというか、国保を・・、基本的には国保と後期高齢は、資格の管理というのは、住所地があるところがやるんですけれども、後期高齢者医療制度にお

いては、ご存じのとおり都道府県ごと保険者になっているわけなんですが、都道府県をまたいだ時に、住所地特例が適用されていないと・・、ですから、先ほどの例ではないですけれども、松崎町の人が例えば神奈川県の施設等に入った時には、神奈川県の広域連合の保険者になるわけです。そうすると、神奈川県の方に迷惑をかけるということが、そういったデメリットがあるものですから、やはり今の国保と同じような形で静岡県の広域連合の保険者のままだということで、国保から後期高齢に移っても同じ住所地特例が適用されるということで、今回の法律改正に至った次第でございます。

○議長（土屋清武君）　ほかに質疑はありませんか。

○２番（伴　高志君）　一応確認ですけれども、この保険料の率のこの割合というのもこの改正に合わせて変更するということですか。

○健康福祉課長（新田徳彦君）　保険料の関係につきましては、本条例の改正の内容とはちょっと趣旨が違いまして、全協の・・、２月に開催された議会全員協議会の時にも説明をさせていただきましたが、静岡県の後期高齢者医療広域連合の保険料というのは２年毎見直しがされておりまして、今回は、30年度、31年度は見直しをされるということで、ですから、今回の改正の関係とは異なって、静岡県独自に保険料の見直しをするということでご了解いただきたいなと思います。

○議長（土屋清武君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第５号　松崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（土屋清武君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。